## 外交防衛委員会)

在 外公館 の名称及び 位置並びに在外公館 に勤務する外務 公務員 の給与に関する法律等 の 部 を

改 正 する 法 律 案  $\overline{\phantom{a}}$ 閣 法 第二七号)(衆議 院送付) 要旨

本 法 律 案 の 主 な 内容は 次 の とおりである。

在

外

公

館

に

勤

務

する

外

務

公務

員

の子女教

育手当

の

加

算につ

い

て改

定する。

在カザフスタン マ ティ

日 本 玉 大 使 館 の 位 置 の 地 名 をア ĺ からアスタナに 変更する。

務 員 の 在 勤 基 本 手 当 の 基 準 額 を 定 め る。  $\equiv$ 

在

重

慶

及 び

在

カ

ル

ガ

IJ

Ĺ

の

各

 $\Box$ 

本

玉

総

領

事

館

を

新

設するとともに、

これ

ら の

総領事

館

に 勤

務する外務

公

四 既 設 の 在 外 公 館 に 勤 務 す る外 務 公 務 員 の 在 勤 基 本手当の 基 準 額 を改定する。

五 研 修 員 手当の支給額 を改定する。

六 在カンザスシティ、 在エドモントン及び在パリの各日本国 総 領 事 館 を 廃 止する。

七、 この法律は、 平成十六年四月一日から施行する。 ただし、 在カザフスタン日本国 一大使館 の 位 置 の 地 名 を

アスタナに改める部分並びに在重 慶、 在カンザスシティ、 在エドモントン及び在カルガリー の 各日本 国 総